

事務連絡
令和6年9月3日

農林水産・食品関連団体 各位

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部
食品ロス・リサイクル対策室

食品ロス削減のための消費者啓発に取り組む事業者、地方自治体の募集について

日頃より、農林水産省の施策に御理解・御協力を賜わり感謝申し上げます。

これまで、これまで、農林水産省は食品ロス削減に向けた取組について、消費者の理解を深めていただくための啓発コンテンツの提供を行ってまいりました。

特に、最近では、購入してすぐ食べる場合は、賞味期限が近い商品棚手前から選ぶ「てまえどり」の普及も浸透しつつあります。

食品ロス削減推進法の規定に基づき策定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和2年3月閣議決定）の中では、食品関連事業者等の取組に対する支援として、食品関連事業者が取り組んでいる消費者啓発活動を他の食品関連事業者に周知し、横展開を促進すると明記されております。

このため、10月の食品ロス削減月間に向けて、啓発コンテンツを活用し、消費者への啓発活動に取り組む食品小売事業者や外食事業者、及びその取組を募集します。

つきましては、令和6年8月30日にプレスリリースを行い、別紙のとおり、募集を開始しましたので、お知らせするとともに、このことを会員各位に御周知いただきますようお願いいたします。

(問い合わせ先)

農林水産省 食品ロス・リサイクル対策室

食品ロス削減・リサイクル班

担当：速見、赤平、伊藤

電話：03-6744-2066（内線 4319）

アドレス：loss-non@maff.go.jp

【募集概要】

1. 募集期間

令和6年10月16日（水）まで

2. 募集内容

- ・消費者のどのような行動が食品ロスの削減になるかをわかりやすく示す取組とそのコンテンツ（ポスター、動画、卓上・帯POPなど）

3. 募集内容

食品小売事業者、外食事業者、地方自治体

本年10月（食品ロス月間）の期間内に取組を行う者であれば、取組期間を問わず対象となります。また、新たに消費者啓発の取組を行う場合のみならず、既に取り組を行っている食品小売事業者、外食事業者及び地方自治体も募集対象となります。

4. 応募方法

応募様式に必要な事項を記入の上、メールにて提出

<メールアドレス>loss-non@maff.go.jp

※応募様式の提出は、本社、各店舗いずれからでも構いません。

5. 公表方法

応募いただいた取組については、事業者・地方自治体名等を農林水産省ホームページ上や公式SNS等で、公表予定としております。

なお、公表に当たっては、担当者からご連絡させていただくこともありますのでご承知おきください。

6. その他

令和6年8月30日の農林水産省プレスリリースはこちらからご確認いただけます。

[食品ロス削減のための消費者啓発に取り組む小売・外食業者、地方自治体及びその取組を募集します：農林水産省（\[maff.go.jp\]\(http://maff.go.jp\)）](#)